

茨城県の畜産環境対策の現況と今後の対策

茨城県農林水産部畜産課 鹿志村 均

1. 畜産の概要

本県は、総面積6,093km²で、うち耕地面積は、185千ヘクタールであり、総面積に対する耕地面積割合は、30.4%と全国第1位であるほか、可住地面積でも3,914km²に及び(同第4位)、広大で利用可能な面積を有している。

平成10年度の農業粗生産額は、4,634億円同3位であり、部門別構成割合は、野菜39%、米24%、畜産21%(969億円同第5位)となっている。畜産の構成は、豚が40%、鶏30%、乳用牛18%、肉用牛12%の割合で、個別農産物でみると第1位の米に次いで2位に豚、3位に鶏卵が占め畜産は、本県の基幹作物となっている。

なお、本県の家畜飼養動向は、表1のとおりで全体に戸数は減少、頭羽数は横ばいないし微増で1戸当たりの飼養規模が進展している。

表1 家畜の飼養動向 単位:戸、頭、千羽

		平9	10	11
乳用牛	戸数	1,010	960	920
	頭数	41,600	40,300	38,900
	1戸当たり	41.2	42.0	42.3
肉用牛	戸数	1,930	1,760	1,640
	頭数	63,000	66,300	67,500
	1戸当たり	32.6	37.7	41.2
豚	戸数	1,210	1,140	1,080
	頭数	623,400	628,700	649,300
	1戸当たり	515.2	551.5	601.2
採卵鶏	戸数	290	260	250
	頭数	10,568	10,675	10,368
	1戸当たり	32.5	37.3	38.4
ブロイラー	戸数	97	87	82
	頭数	2,068	1,893	1,840
	1戸当たり	21.3	21.8	22.4

資料:農林統計

2. 畜産環境問題の現況

種類別環境問題発生件数は、表2～4に示すとおりであり、全体の発生件数で見ると、平成10年度に118件と多かったが11年度では、93件に止まった。畜種別では11年度で豚(全体の59%)が最も多く、次いで乳用牛(同19%)採卵鶏(同18%)となっている。種類別では、悪臭47%、次いで悪臭・水質の17%となっている。また、飼養農家に対する環境問題発生件数の割合は、昭和55年と比較して平成11年では乳用牛・肉用牛で2倍、豚が5倍、鶏で25倍とそれぞれ増加し畜産環境汚染に対する地域の対応が混住化の進展等もあって年々厳しくなっている。(資料:畜産課集計値)

表2 畜種別環境問題発生件数 単位:件

	昭55	平成5	9	10	11

乳用牛	26	24	21	27	18
肉用牛	10	4	4	7	3
豚	119	48	54	64	55
採卵鶏	19	17	14	20	17
ブロイラー	4	0	0	0	0
その他	0	3	1	0	0
計	178	96	94	118	93

表3 種類別環境問題発生件数 単位:件

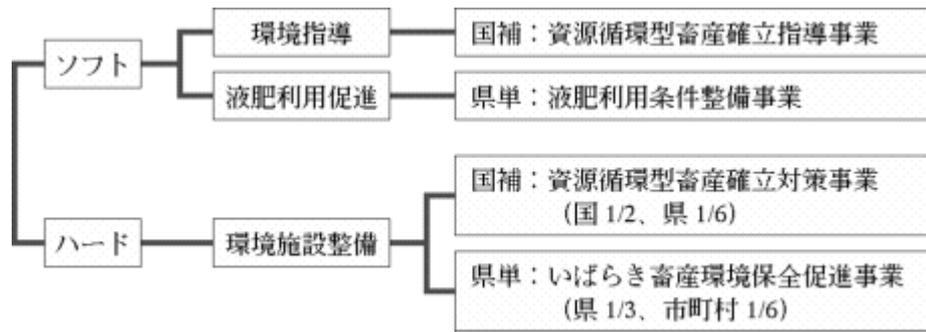
	昭55	平成5	9	10	11
水質汚濁	56	10	10	14	7
悪臭	44	45	42	47	44
害虫	9	9	8	14	9
水質・悪臭	18	7	17	12	16
悪臭・害虫	34	21	12	13	10
その他	17	4	5	18	7
計	178	96	94	118	93

表4 家畜飼養農家別環境問題発生割合 単位:戸、件、%

		昭55	平5	9	10	11
乳用牛	農家数	2,680	1,240	1,010	960	920
	発生件数	26	24	21	27	18
	発生割合	1.0	1.9	2.1	2.8	2.0
肉用牛	農家数	7,150	2,750	1,930	1,760	1,640
	発生件数	10	4	4	7	3
	発生割合	0.1	0.1	0.2	0.4	0.2
豚	農家数	12,000	2,120	1,210	1,140	1,080
	発生件数	119	48	54	64	55
	発生割合	1.0	2.3	4.5	5.6	5.1
鶏	農家数	11,912	449	387	347	332
	発生件数	23	17	14	20	17
	発生割合	0.2	3.8	3.6	5.8	5.1
計	農家数	33,742	6,559	4,537	4,207	3,972
	発生件数	178	96	94	118	93
	発生割合	0.5	1.5	2.1	2.8	2.3

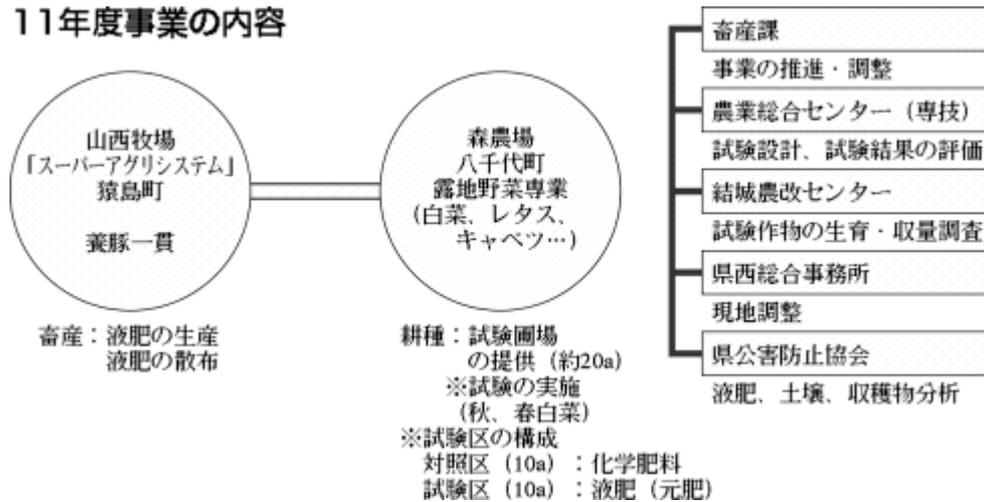
3. 畜産環境対策の現況と将来の方向

本県における主な畜産対策事業の推進状況は、図のとおりである。



ソフト事業のうち液肥利用条件整備事業は、家畜の液状物(尿)の利用促進の観点から液肥の有効性について平成11年度より3年間継続で実施している。

11年度事業の内容



成果として、平成11年度は、収量・品質で対照区と遜色ない結果が得られたが、更にデータを集積し検討を加えようと関係者ともどもががんばっているところである。しかし、液肥については、利用側(耕種農家等)での利用基準の整備が遅れていること、供給側(畜産農家)の液肥処理技術や処理施設整備の低コスト化、液肥の品質等解決すべき問題が多い。

また、本県では、良質堆肥の生産や広域流通などで先進的事例(JA山方町農協堆肥センター、十王町「十王有機農業生産組合」等:いずれも平成11年度茨城県農業環境コンクール上位表彰)は数多く存在するが、全県的な広がりには至っておらず、液肥を含め堆肥の利用促進に向け耕種サイドとの連携を深めながら堆肥協議会の設立に努力している。

「家畜排せつ物法」が施行されて約半年が経過したが、霞ヶ浦、涸沼等をはじめとした自然環境に恵まれた県であることから、これら地域と調和した健全な畜産の発展のためにもなお一層耕種農家、畜産農家が連携を高めながら、法に基づいた「県計画」により家畜排せつ物の素堀・野積み等の不適切な処理を今後5年間で解消し、資源循環型農業の確立を図ることとしている。さらに、本年4月には、茨城県畜産センターが発足し、畜産環境に係る試験研究を専門的に行う環境保全研究室(室長以下研究員2名)が設けられたことにより、畜産県茨城の更なる発展を支える礎になるものと期待されている。



写真1 JA山方町農協堆肥センター



写真2 十王有機農業生産組合堆肥施設